

公立大学法人神戸市看護大学学長候補者選考要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

2022年10月5日

公立大学法人神戸市看護大学学長選考会議議長 二宮 啓子

公立大学法人神戸市看護大学学長候補者選考要綱（2022年4月1日公立大学法人神戸市看護大学学長選考会議議長決定）の一部を改正する要綱

(改正前)	(改正後)
<p>(推薦及び選考)</p> <p>第4条 選考会議は、本学に在職する役員、公立大学法人神戸市看護大学経営審議会の委員、公立大学法人神戸市看護大学教育研究審議会の委員、教授、准教授、専任の講師 _____</p> <p>_____ (以下「推薦権者」という。)に対し、学長候補者の推薦を求めることとする。</p> <p>2～5 略</p> <p>(意向調査の内容)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項に規定する調査票を提出できる者(以下「意向調査対象者」という。)は、意向調査公示の日に本学に在職する役員、教授、准教授、専任の講師、助教 _____</p> <p>_____並びに事務職員及び技術職員(係長級以上の者に限る。)とする。ただし、休職中又は停職中の者を除く。</p> <p>3 略</p>	<p>_____, <u>特任教授, 特任准教授及び特任講師</u></p> <p>_____, <u>特任教授, 特任准教授, 特任講師及び特任助教</u></p>

附 則

この要綱は、2022年10月5日から施行する。